

婦人・児童問題

二年 一同

- I 一九五四年について
- II 婦人・児童問題に関する記録
- III 婦人・児童問題の展望

I 一九五四年について

政治的経済的又社会的にみて、戦後の浅薄な復興の矛盾が最も現われた年である。

デフレに依る中小企業の倒産、スト続出、失業者激増等の不安な国民生活に対して、政治は、吉田内閣をめぐる汚職、政権争い、類の無い指揮権発動、国会乱闘事件等、著しい腐敗の状態に陥つた。そして、民主党が結成され、遂に鳩山内閣が成立した。

又、MSA協定の調印は、吉田政府の再軍備政策を露骨にし、国際的には原水爆に依る軍備拡張等、米ソ間の対立は険悪化した。また、その他の国々の緩和策により、種々の会議会談が開かれ、二大勢力平和共存問題が論議されるに至つた。

要するに本年は、政治の貧困とデフレに依る国民生活の安定化、更に対米対中共問題等、数多くの解決を残した年である。

II 婦人・児童問題に関する記録

		1		(28年) 12		月		
		25 8		23 9 8 4		時		
		20 19		21 12 8 6		日		
		ア大統領、一般教育 四国外相会議開かる		パミューダ会議開 催さる ア大統領、国際原子 力管理機関創設の必 要を迷へる 国連総会、日本の国 際司法裁加盟を承認 吉田・ロバートソン 会談 (防衛問題を検討)		国 際		
		汚職問題表面化す (保全経済会) デフレ予想のため相場 下落す 教育二法案上提 M.S.A協定決定す		M.S.A岡崎・アリン 会談 社会保障費削減に論議 沸騰し遂に復活す 憲法擁護国民連合結成 大会開かる 予算案決定す 九九五億円		在美群島返還日米協定 案調印さる		国 内
		女子労働者(バス車掌)の深夜 業強化さる 待命制度で女子職員(農林・厚 生・郵政省)の退職増す 亮春禁止法制定期成全国婦人大 会開催され、二十三団体参加す 健康診断の結果、夜学生の健康 状態憂慮さる 日米連絡協議会発足、基地問題 を討議 (亮春、教育、労働等駐留軍と 地元との間における問題)		亮春禁止法制定促進活動 精神薄弱児の入学率激増す 都内唯一の特殊学級(神韻中学) 設置に対してP・T・A反対す		亮春取締法案提出 日本婦人大会開催 (日本婦人団体連合会、総評) (子供を守る会共催) 亮春対策協議会設置		婦 人
		① 医師の指定、障害程度の変 化、厚生援護等の施設に 関する認可の申請手続等に 関する規定を改める ② 身体障害者手帳交付台帳 に関する規定等を削除する		25 8 身体障害者福祉法施行規則の一 部を改正する省令		保険婦、助産婦、看護法施行令 厚生年金保険法の改正 労働基準法施行規則の一部を改 正する省令		児 童 関 係 法

<p>8</p> <p>SEATO 調印終了</p>	<p>7</p> <p>22 21 3</p> <p>米の対外援助費決定</p>	<p>6</p> <p>30 25 25 24 18 17</p> <p>仏議、マンデス・フランスを信任す グアテマラで騒動 エカフェル正式加盟 周・ネール会談 米英主脳会談 ソ連で最初の工業用原子力発電開始</p>	<p>5</p> <p>9</p> <p>ジュネーブ会議、インドシナ問題の討議開始</p>	<p>4</p> <p>26 8</p> <p>米、オ三回水爆実験 ジュネーブ会議開幕</p>	<p>3</p> <p>30 27 1</p> <p>マインシャル群島で米の新原爆実験 米、原子力委員会原爆製作 米、オ二回水爆実験</p>
<p>2</p> <p>23 19 13</p> <p>ベトナム氏等、英労働代表七名来日</p>	<p>27 14 8 4</p> <p>近江絹糸オ二次ストへ突入 中共、日本漁船を銃撃 原水爆禁止全国協議会結成 六月の外為収支戦後初の黒字となる 結核患者都庁へ陳情入り込む</p>	<p>7 4 3 2</p> <p>防衛二法案成立す 国会乱闘問題 近江絹糸ストへ突入 警察法成立</p>	<p>29 14 11 1</p> <p>MSA 四協定発効 中企業に不渡手形激増 日米艦艇貸与協定調印 教育二法案成立</p>	<p>25 21 11 10 3 1</p> <p>MSA 四協定参院で承認 廿九年度予算自然成立 岡崎外相原爆実験に積極的協力する旨発表 商品市況一段と悪化する 犬養法相、指揮権発動 内閣不信任案否決</p>	<p>16 8 2</p> <p>中小企業で倒産続出す MSA 協定調印 防衛二法案決定す ビキニ被爆のオ五福龍丸帰る</p>
<p>10</p> <p>27 23 2</p> <p>全日本婦人団体連合会、中共行き婦人代表を決定す</p>	<p>19 18 16 14 12 8</p> <p>各労働婦人部長と人権擁護委員の懇談会開かる 争議中の日本製鋼室蘭会社の主婦デモ 近江絹糸会社側の拒絶回答により調停打ち切り 労働省、会社側に強制措置として職員募集停止を勧告 女中さん、勉強して話題を広くするため希交会を結成す 労働省、近江絹糸を一斉摘発</p>	<p>30 28 26 19 17 15 12 6 4 2 2 1 1</p> <p>凶悪犯や「街のダニ」の一斉取締り開始 凶器不法所持一斉取締り 近江絹糸本社従業員一四七名職場放棄 年少労働者、賃金、労働時間等の悪条件を訴う 問屋街小僧に及ぶ旧労働状態 我が国初の老人学校、長野県で開設 国会乱闘問題めぐり婦人団体動き出す 主婦連、婦人民主クラブ、婦人連盟、地域団体 中小企業に於ける法外な最低賃金（日百円） 新生活推進全国主婦大会開かる 近江絹糸女子組合員、労働省、法務省に陳情 秋田県民生部、身売り防止積極策にのり出す 婦人人権擁護同盟、婦人法律家協会、家族制度復活反対懇談会開かる 主婦連、電気料金値上げ反対運動開始</p>	<p>23 18 15 14 10 1</p> <p>オ十回青少年保護育成運動週間実施 宛答処罰法案を議員立法として提出 超党派婦人議員活動 パチンコ屋店員労働組合を結成す（18才未満） 漁村に特に多い長欠児童 婦人のみの有料ホーム「玉川荘」完成 原水爆反対署名運動主婦連の間で活発化する</p>	<p>28 18 14 13 13 10 7 7 6</p> <p>上野に於ける日本主婦の声、米紙上に発表 全米系労働所員の四製系労働組合を要求 （郡是、昭栄、若林、片倉）賃上げを要求 オ十回青少年保護育成運動週間実施 宛答処罰法案を議員立法として提出 超党派婦人議員活動 パチンコ屋店員労働組合を結成す（18才未満） 漁村に特に多い長欠児童 婦人のみの有料ホーム「玉川荘」完成 原水爆反対署名運動主婦連の間で活発化する</p>	<p>31 24 20 12 12 1</p> <p>老後の預貯金へ、ナイナングール会館設立 栃木県で女教員の停年四十五才と決定し共稼ぎの女教員に辞職を勧告 高校生の就職難悪化、中学生の憲法改正論につき婦人層反対の動き 純潔運動、全国から資金七千万円を募る 原水爆問題につき婦人層に真剣な動き見られる</p>
<p>2</p> <p>7</p> <p>身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令</p>	<p>14 1 1</p> <p>厚生年金保険法施行規則 旧規則の全部を改正し、新厚生年金保険法及び同法施行令を施行するための細則を定む 女子年少者労働基準法施行の一部改正 盲・ろう、学校及び養護学校への就職奨励に関する法律施行規則 国、都道府県がその購入費を交付すべき教科用図書の教科及び密着型居住者の日用品等を定む 児童福祉法の一部を改正する省令 社会保険診療報酬支払基金法施行規則の一部を改正する省令</p>	<p>23 19 19 10 1</p> <p>労働基準法の一部を改正する法律 労働者の健康保持に万全を期するため、命令の定めるところの事業につき、使用者は雇入の際及び定期に医師の内外、歯科医師による労働者の口腔内の健康診断を行うを要する事とする 同法施行規則の一部を改正する法律 女子年少者労働基準規則 旧規則を全文改正し女子及び年少者の労働条件等について労働基準法の施行細則を定む。この関係には、省令五件の改廃あり 育成医療指定医療機関医療担当規定</p>	<p>29 28 26 19</p> <p>厚生年金保険法（旧法金改） ① 標準報酬を現在の賃金水準に合うようにすると共にその最高を一万八千円と改める ② 凡ての年金給付金を老齢年金を中心として均衡を保つようにする ③ 年金額を定額に報酬比例額を加えたものとし扶養家族のある時は加給年金額を加算するなど 身体障害者福祉法 補装具の種目、受託報酬の額等に関する規程 施行令三條一項の規定による医師の規定基準改正 厚生医療指定医療機関担当規定</p>	<p>27 31</p> <p>母子福祉資金の貸付等に関する法律施行令の一部を改正する法律 ① 特別会計の歳出に貸付に要する費用を規定する ② 貸付の限度を規定する ③ 母子福祉資金の貸付等に関する法律 ④ 貸付の限度を規定する ⑤ 貸付の限度を規定する ⑥ 貸付の限度を規定する ⑦ 貸付の限度を規定する ⑧ 貸付の限度を規定する ⑨ 貸付の限度を規定する ⑩ 貸付の限度を規定する</p>	<p>30</p> <p>児童福祉法の一部を改正する法律 ① 身体に障害のある児童に對し育成医療の給付又はその費用の支給を行う事とする ② 身体障害者手帖の交付を受ける児童に對して交付する補装具の名称を整理する ③ その交付又は修理を行う機関を明記する 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律 ① 父母のない児童に對しても修学資金及び修業資金を貸付けうる様にする ② 配偶者なき女子が扶養している児童又は父母なき児童の就職の際にも支度資金を貸付け得る様にする ③ 修学資金の貸付金を無利子とする ④ 特別会計の歳出に貸付に要する費用を規定する ⑤ 貸付の限度を規定する 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行令の一部を改正する法律</p>

11	10	9	7	6	5
17	22 29 19 13 5 3 1	9 8	22 21 3	30 25 25 24 18 17	9
アジア社会党大会開催	中共国慶節盛大開幕 西欧九カ国、西独再軍備に調印 トリエステ協定調印 李大統領、全韓国に反日教育を指示す ネリル首相、毛首相と会見 ガット総会開催 日本・パキスタン貿易協定調印 日・西独新貿易計画調印	米の対外援助費決定 SEATO調印終了 太平洋憲章調印	グアテマラ和平協定に調印 インドシナ休戦協定調印 ジュネーブ会議閉幕	仏議会、マンデス・フランスを信任す グアテマラで騒動 エカフェル正式加盟 周・ネール会談 米英主脳会談 ソ連で最初の工業用原子力発電開始	ジュネーブ会議、インドシナ問題の討議開始
30 24 17 14 6	31 28	26 25 23 17 16 2	27 14 8 4	7 4 3 2	29 14 11 1
日本ヒルマ平和条約賠償経済協力協定調印 余剰農産物買付け交渉 デフレ影響深刻化 ヘネン、日領東証等、争議続出 二十臨時国会開 吉田内閣打倒の気運高まる	韓国、竹島領有問題で日本政府の提案拒否す 李徳全、日赤を公式訪問し戦犯名簿を手渡す 久保山氏死亡 ビルマ賠償協定に仮調印 吉田首相外遊	近江絹糸才二次ストへ突入 中共日本戦犯一部解放 大証ストに突入 ベヴァン氏等、英労働代表七名来日 近江絹糸スト解決 新米価決定 久保山氏死亡 ビルマ賠償協定に仮調印 吉田首相外遊	中共、日本漁船を銃撃す 水爆禁止全国協議会結成 六月の外為収支戦後初の黒字となる 結核患者都庁へ陳情入り込む	防衛二法案成立す 国会乱闘問題 近江絹糸ストに突入 警察法成立	M S A四協定発効 中企業に不渡手形激増 日米艦艇貸与協定調印 教育二法案成立
19 15 13	26 24 16 10 7 1	23 15 10	19 18 16 14 12 8	30 28 26 19 17 15 12 6 4 2 2 1 1	23 18 15 14 10 1
労働者、内職相殺所を設置し孤児に身元保証を与え、就職の差別的取扱いを禁止を奨励す 家族制度復活反対総決起大会 全国未亡人団体協議会、全国母子福祉大会開催	ヒロポン一掃化に乗り出す (十一月末) 婦人教育懇談会、勤労婦人問題解決のために開く 主婦連、主婦会館建設運動す 都内、初の女子専門職業あつせん所開設 供米割当に対する主婦連の抗議たかまる 不況のため、長欠児童激増す	会日本婦人団体連合会、中共行き婦人代表を決定す 年寄りの日、全国各地で敬老会開催 全国精神見守り会創立総会 デフレの影響で年少者就職困難化す	各労働組長と人権擁護委員の懇談会開く 婦人連の日本製鋼室副会長の主婦デモ 近江絹糸会社側の拒絶回答により調停打ち切り 労働省、会社側に強制措置として職員募集停止を勧告 女中さん、勉強して話題を広くするため希交会を結成す 労働省、近江絹糸を一斉摘発開始	凶悪犯や「街のダニ」の一斉取締り開始 凶器不法所持一斉取締り (警視庁管内) 近江絹糸本社従業員一四七名職場放棄 年少労働者、賃金、労働時間等の悪条件を断つ 問屋街小僧に渡る旧労働状態 我が国初の老人学校、長野県で開設 国会乱闘問題めぐり婦人団体動き出す (主婦連、婦人民主クラブ、婦人有権者同盟、地域団体) 中小企業に於ける法外な最低賃金 (一日百円) 新生活推進全国主婦大会開く 近江絹糸女子組合員、労働省、法務省に陳情 秋田県民生部、身売り防止積極策にのり出す 婦人人権擁護同盟、婦人法律家協会、家族制度復活反対懇談会開く 主婦連、電気料金値上げ反対運動開始	日米連絡協議会、風紀問題を討議 水爆に関する日本主婦の声、米紙上に発表 全委系労働所所属の四製系労働組上げを要求 上(都是、昭栄、若林、片倉)賃上げを要求
1 1	25 7 3	2	14 1	23 19 19	29 28 26 19
失業保険法施行規則の一部改正 失業保険法の一部改正	身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令 身体障害者手帳に記載される障害の級別の内訳を別紙として詳細に定む 国民健康保険法改正 労働安全衛生規則の一部を改正する省令 家政婦研修所設立案を労働者建議す	身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令 身体障害者手帳に記載される障害の級別の内訳を別紙として詳細に定む 国民健康保険法改正 労働安全衛生規則の一部を改正する省令 家政婦研修所設立案を労働者建議す	厚生年金保険法施行規則 旧規則の全部を改正し、新厚生年金保険法及び同法施行令を施行するための細則を定む 女子年少者労働基準法施行の一部改正 官・ろう、学校及び養護学校への就職奨励に関する法律施行規則 国、都道府県がその購入費を支弁すべき教科用図書、教科及び寄宿舎居住者の日用品等の範囲提出書類の様式等を定む 社会保険診療報酬支払基金法施行規則の一部を改正する省令	労働者の健康保持に万全を期するため、命令の定める一定の事業につき、使用者は雇入の科医師による労働者の口内歯科の健康診断を行うを要する事とす 同法施行規則の一部を改正する法律 女子年少者労働基準規則 旧規則を全文改正し女子及び年少者の労働条件等について労働基準法の施行細則を定む この関係には、尙、省令五件の改廃あり 育成医療指定医療機関医療担当規定	厚生年金保険法(旧法改正) ① 標準報酬を現在の賃金水準に合うようにすると共にその最高を一万八千円と改める ② 凡ての年金給付金を老齢年金を中心として均等を保つようにする ③ 年金額を定額に報酬比例額を加えたものとし扶養家族のある時は加給年金額を加算するなど 身体障害者福祉法 補給金の種目、受託報酬の額等に関する規程 身体障害者福祉法 施行令三條一項の規定による医師の規定基準改正 厚生医療指定医療機関担当規定

Ⅲ 婦人・児童問題の展望

▲婦人▼

●「立ちあがる主婦達」

家庭生活が民主化されたとは云え、家族制度復活と云う問題が起つている現在、社会には未だ封建制が根強く残つてゐることが判る。特に農村婦人に於ては生活の大半は農事と家事とに占められ、自分達の時間がない有様である。更に今年のデフレは家計を脅かし、内職が一般家庭の問題として重要視されるに到つた。この現状に鑑み一部の主婦達の自覚と団結は、身近な問題から更に社会政治問題まで進展し黄変米・原水爆・乱闘国会等への反対運動を通じてその実力は、各方面から注目されている。

●「望まれる母子世帯対策」

七〇万（昭和二九年度統計）の母子世帯の問題は、戦後論議の的となつて来たが、この対策の根幹をなす母子寮と母子福祉貸付金についてみれば、母子寮は約一一、〇八五で他に入所を必要とする世帯は約四

五、〇〇〇（昭和二九年度統計）と云う現状である。貸付金の方は昨年四月より実施せられたが、昨年の例では資金総額は申込総額の四二％に過ぎない。母子福祉対策は漸く具体化されつつあるが、その不完全さは尙各方面より批判されている。

●「不況のシワ寄せは婦人労働に」

三月に於ては前年度より二万人の婦人失業者の増加をみており又六月には更に四万を教えて、完全失業者の数は二八万となつてゐる。不況によりますます婦人の活動分野はせめられて行くにも拘わらず、逆に増大する貧困の急労働への必要は大きく、婦人の労働は一層苦汗産業へ定着させられて居ると云えよう。一方九月には労働省で「家政婦研修所」設立がもくろまれ、十月には都内に女子専門の職業あつて施設が開設された。

●「恵まれぬ老年婦人」

デフレに依る生活苦が生活力の弱い老人の生存を脅かし、厚生年金保険はあつても、二〇年の掛金を要する保険は今の老人に全く役立たない。就職難の現社会では老人の就職は非常に困難であり「厚生省調査

（二九年度）に依れば六〇才以上の老人で収入のある者は男六九・二％、女三二％で、あわせて総数の四八・五％にすぎない。老人福祉施設もきわめて乏しく、現実に養老院に入る希望をもつた老人十二、三万に對し、現在の施設の定員は僅かに二五、二八五人と云う実状である。

●「変化しつゝある売春問題」

売春禁止法制定の可能性に対する業者側の憂慮及び経済的行詰り状態の抜け道として赤線に代る青線区域の進出が本年度の売春問題の底流である。或る歓楽街設置を巡る業者以外の赤線区域擁護派の存在、その他世論の喚起を要する問題が考えられるが現在すでに対象は青線の色彩を帯びたものに移行しつゝある。犯罪統計に依れば売春事犯被検挙者は本年一月三八九一、六月三三一九で、昨年の一カ月平均二七六〇に比し増加している。

●「女性犯罪は質が悪化」

女性犯罪の総件数は二六年を頂点として下降の線を辿つてゐる。二八年九月と十二月（一〇七九二）に比して二九年（一月）三月は（九九三六）と減少してゐる。しか

し四月、六月(一一四三八)はデフレの進行と一斉檢舉に依つてか幾分の増加を示している。二六・二七・二八年は男性犯罪の八%を女性犯罪が占め二九年上半年は男性犯罪増加の約五%に減少しているがしかし犯罪の質は悪化しデフレに依る生活の不安に依り、特に金銭に関する犯罪が増加し主要原因は利慾、罪種別は屋内窃盗がいずれも第一位を示している。

△児童▽

●「伸びて来た生活上運動」

一般児童の生活上運動は、子供が主体となつてゐる子供クラブ、大人が子供を対象としたレクリエーション、社会奉仕の機会を与えて、生活の向上を計る子供会、約三万、子供会と併行した母の会、母親クラブ約六五〇〇、又有志の青年達の指導の活躍等がある。一方都道府県、社会福祉協議会では講習会、研究協議会の開催、資料の配布等を行なつてゐる。一般人の地域ごとの運動と専門家側両者が一体となつて、運動は伸びて来ている。が児童厚生施設は、全国で約二六〇にすぎなく今後の進展が望まれる。

●「望まれる妊婦の保健指導」

年々乳児死亡率は低下してゐるが、新生児の死亡は低下せず全乳児死亡中五〇%を超える。更に新生児死亡中五〇%は生後一週間未満の死亡であり、未熟児死亡(早産)と考えられる。又この頃とみに増した傾向は、都市に於ける人工妊娠中絶率の増加である。二八年の市部総死産率一三五の中人工妊娠中絶率は八三・四%になつてゐる。乳幼児の今後のため妊婦の保健指導又受胎調節を普及させ、新生児の死亡率を減少させ、墮胎の悪影響から母体を救う事が急務である。

●「待たれる施設の充実」

現在、約六〇億の予算を計上し、三、七〇〇の公立施設が約三三万人の児童を保護してゐる。しかしまだ要保護児童は全国で七四万人と推定される。処置の状態は施設に收容されるものが減じてゐる。これは收容力が限界に達してゐるのも原因であるが、他方家庭で措置するのが増したのである。保育所は公私合わせて約六、八〇〇、約六四万の児童を收容してゐるが、保育を待つものが、二六万名の多きを教える。施設の整備充実、財政的裏付の強化は是非と

もなされなければならぬ。

●「恵まれない精薄児」

精薄児の二八年度厚生省要保護児童調査による推計数は七八、三〇〇人その内三四、七〇〇人が施設に入所を必要とされる。全国施設数は六五定員三三二六八実人員三二〇二人、で前年と比較して各々二カ所、六三八人、四六九人増加してゐるが要入所児の十%にも満たない現況である。故に施設の増加、一般民衆の正しい知識、理解が望まれ本年九月、全国精薄児育成会が創立されるに至つた。一方特殊学級の増設研究が進行されつつある。

●「忘れられた身体障害児」

二八年六月の調査に依ると肢体不自由児は、一二九、二〇〇人盲ろう啞児は四三、九〇〇人の多数に上がると見られてゐる。施設数は肢体不自由児十(定員五六〇実人員五七五)盲ろう啞児五三(定員三二六四実人員三七一三)で前年(二七年)と比較すると肢体不自由児は三(定員二一八実人員二五八)盲ろう啞児一(定員八一実人員一七七)でわずかに増加してゐるにすぎず平均一都道府県当り一カ所もない状態である。故に積極的な社会の支持が必要である。

と共に就学率向上に務めなければならぬ。

●「ますます恵まれぬ年少労働」

緊縮予算の金融引締政策に依つて中小企業は、不況に陥り、そこに従事する年少労働者の労働条件、就職条件は低下し、これは低賃金の雇用として現われ、高校生より中学生が喜ばれる傾向ともなつてゐる。就業年少労働者数も二八年度五四六万二九千五四〇万と減少してゐる。又近江絹糸の人権ストに依りクローズアップされた労働基準法違反は未組織の間屋街、家内工業等に多く見られる。一方基準監督署では無許可の年少労働者の使用禁止に努力してゐる。

●「兇悪・集団化する少年犯罪」

青少年犯罪に於ける全国の犯罪者総数は二七年度一〇七二、二〇九、二八年度一、〇九、九五一で今年度上半期は六、三三二八、前年度の六、二四、三三とほぼ同程度である。しかし注目されるのは、兇悪化・常習化・集団化の傾向をたどりつつある事で、是等は街に氾濫する不良文化財の影響、ヒロポン禍・兇器増出・生活環境が大きな原因をなしてゐる。対策として、関係諸官庁と共に、ヒロポン問題を中心として一般の関心が強められ、特に家庭環境の改善が指摘されてゐる。

◎ 一九五四年度専門学科目

(専門必修)

(必修選択)

社会福祉事業概論	四単位	都市農村社会学	四単位
社会事業史	一	職業指導・補導	四
施設見学	一	社会福祉事業施設経営管理論	二
社会問題	四	社会思想史	四
社会立法	二	社会福祉事業行政	二
児童福祉	四		
家族論	二	(関連)	
社会福祉学演習(Ⅰ)	二	精神衛生	四
	二	公衆衛生	四
(Ⅱ)	二	社会心理	二
ケースワーク	二	新聞学	二
グループワーク	二		
社会調査・統計	四		
現場実習	四		
卒業論文	四		